

著作権法の一部改正について

About a Part of the Copyright Act Revision

神谷 司

要 約

従来は、著作権者の公衆送信権が問題となり、デジタル化されたものをネットワークを介して情報発信、情報提供することができなかったが、今回の著作権法改正により、著作権者の公衆送信権の権利制限規定が整備されて、これができるようになった。このため、今後、デジタル化、ネットワーク化のさらなる進展が期待できると思われる。

今回の著作権法改正では、著作権者の公衆送信権の権利制限がなされたことに加え、著作権者の権利を損なわない、あるいは損なう可能性が小さいものや、障がいのある方が情報に接しやすくするといった福祉的な観点、アーカイブの利活用促進といった公共的な観点から著作権者の権利制限がなされており、デジタル化・ネットワーク化の進展に寄与すると思われる。

キーワード 著作権、著作権法改正、公衆送信権、文化庁、デジタル化

1. はじめに

著作権法が平成 31 年 1 月 1 日を施行期日として一部改正された。今回の著作権法の改正の概要は、文化庁 HP 掲載の「著作権法の一部を改正する法律の概要」によると、以下の 4 点である。

- 『①デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備
- ②教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備
- ③障がい者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備
- ④アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等』*1)より引用

日本の著作権法（この時には、いわゆる旧著作権法）は、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(略称:ベルヌ条約)」加盟の 1ヶ月前から制定されており、数回の改正がなされている。今回の著作権法改正により、どのように変わったのか論じたい。

2. 著作権法の変化について

「はじめに」で挙げた①～④の著作権法の

改正について、改正によってはどのような変化がみられるか、また進展があったかについての考察をしていきたい。

最初に、①デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備について、「2018年著作権法改正の概要とは？4つのポイントを弁護士が解説！」から引用*4)すると、

『①デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

(1)本来的な著作物の利用にはあたらず、著作権者の利益を通常害さないと評価できる場合

- ・コンピューターの内部処理のみに供されるコピー等

- ・AIによるディープラーニング

- ・セキュリティを確保するためのソフトウェアの調査・解析などは、著作権者の許諾を受けることなく、著作物を利用できます。

(2)本来的な著作物の利用にはあたらず、著作権者に与え得る不利益が軽微である場合
新たなサービスの提供に副次的に著作物を

軽微に利用するような場合

- ・ 検索サービスの提供に付随するテレビ番組検索や楽曲検索など
- ・ 情報析サービスの提供に付随する電車遅延情報や医療支援サービスなど

は、著作権者の許諾を受けることなく、著作物を利用できます。』*4)より引用とある。

これまでデジタル化やネットワーク化等の著作権の整備はあまりなされていなかった。これは、日本の著作権法が130年以上前に制定された「ベルヌ条約」にのっとり制定され、運用されてきたためである。この「ベルヌ条約」が作られた時代には、デジタル化・ネットワーク化どころか、今のように大量のコンピューターが使われることはなく、また、コピーを大量にきれいにとれるようになることを想定していないなど、現代の実状とは大きな乖離がある。日本は、この「ベルヌ条約」に加盟しているため、この「ベルヌ条約」に従わなければならない、想定がなされていないデジタル化・ネットワーク化の著作権の整備ができにくい状況にあったことが原因と考えられる。

今回は、進展したデジタル化・ネットワーク化に対応した改正がなされており、評価ができるものである。例えばデータベースや検索サービスで著作物の一部を表示することで、利用者が探している著作物を見つけやすくなる。これまでは、著作物の一部でも表示をするためには、複製権や公衆送信権等があるため、著作権者の許諾及び著作権使用料が必要であった。このため、データベースや検索サービスの作成に制約、あるいは著作権料の支払いの負担があった。これらが緩和されることで、従来はデータベースや検索サービスの作成をしていなかったケースでも作成がしやすくなり、今後はこれらのサービスの充実が期待できる。

また、コンピューターの内部処理のみに供

されるコピー等も許諾不要となることから、データベースや検索サービスの作成のみならず、人工知能(AI)の脳にあたる箇所にはたくさん事例・症例等を入れ込むことも許諾・著作権料不要で可能となる。これにより今までよりも進化した人工知能(AI)が生まれやすくなるであろう。

これまでは、有益なデータや情報であっても著作権者の許諾が得られない場合や著作権料の支払いが高額となる場合は開発や作成を諦めるケースがあったと思われる。しかしながら、今後はコンピューターが様々なデータ・情報を取り込み、その内部で処理をして、外部に対して答えを出す、情報を提供することなどがある程度は自由にできるようになることで、デジタル化・ネットワーク化の進展がなされるようになるであろう。

続いて、「2018年著作権法改正の概要とは? 4つのポイントを弁護士が解説説!」から「②教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備について」を引用*4)すると、

『②教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備

従来、学校などの教育機関で授業に使用する教材については、著作権者の許諾を受けることなく複製することが可能でした。もっとも、ネットワークを使った教材などの送信行為は、著作権者の許諾を受ける必要があったため、教育上有益な教材を利用できないとの指摘がありました。

今回の改正により、以上のようなネットワークを使った行為について、著作権者の許諾を受ける必要がなくなります。

もっとも、無償で利用できるわけではなく、補償金を支払う必要があります』*4)より引用とある。

これは、従来から、公衆送信権が問題となった例である。これまで学校等の授業で使用される教材は一部の制約があったが、著作権者

の許可なく無償でコピーすることができた。ただし、その教材をネットワークにのせて送信するには一部の例外を除いて、著作権者の許諾が必要であった。この許諾が不要となることで、パソコンやスマートフォン、タブレット等を使って授業を行う際には、ネットワーク上でリアルタイムに教材を提示できる等、利用者にとってかなり便利となる。また、教材を動画や画像として取り込んで学生等に配信することで、学生等が授業中のみでなく、予習・復習などでも活用しやすい。そして、動画や画像は紙のコピーよりも実物に近い形で認識できるため、鮮明で見やすく、イメージがしやすいなどの利点がある。ただし、改正後もワンストップの補償金の支払いのみではあるが有償のため、どこまで利用が進むかは未知数である。

これについては、文化庁 HP の「授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について」において、『本制度は、学校の設置者が各分野の権利者団体で構成される「指定管理団体」に一括して補償金を支払うものですが、指定管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」（サートラス）において、令和 2 年度に限り、補償金額を特例的に無償として認可申請が行われ、文化審議会による審議を経て、令和 2 年 4 月 24 日付けで文化庁長官により令和 2 年度の補償金額を無償とする旨の認可が行われました。』とあり、令和 2 年度については、授業目的公衆送信を著作権者の許可なく無料で行なうことができた。令和 2 年度はコロナ禍であり、急遽、オンライン授業を行った大学が多かった。各大学は、オンライン授業のためにネットワーク環境の整備を行なうために多額のお金がかかったため、授業目的公衆送信が無料であることは、さらに大学に負担を強いることが無かったことからかなり評価できることである。また、授業目的公衆送信の利用のための申請への労力がかからなかったこともメリットで

あった。

しかしながら、文化庁 HP の「授業目的公衆送信補償金制度の概要 令和 2 年 12 月」によると、令和 2 年 12 月に SARTRAS（指定管理団体）による授業目的公衆送信補償金制度の認可申請が認可されて、令和 3 年度からは、大学においては設置主体が学生 1 人当たり年額 720 円の補償金を支払うこととなる。令和 3 年度においてもコロナ禍であり、オンライン授業が増加することが見込まれる。それによって、授業目的公衆送信は、使用頻度が高まることが予想されるが、著作権者の許可なく回数無制限で使用できることや補償金は発生するが低料金であることから、大学としても使用がしやすい。また、補償金を徴収することから“著作権法による著作権者の権利を守る”ことができ、また、著作権者の許可なく回数無制限で使用でき、補償金が低料金であることから“文化の発展に寄与する”ことの双方のバランスが取れていると考えられ、評価できる制度となったと思われる。

③障がい者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備*1)

『【現在】視覚障害者や発達障害等で著作物を視覚的に認識できない者が対象

【改正後】肢体不自由等を含め、障害によって書籍を読むことが困難な者が広く対象』

*1)より引用

これまでは目が見えない・見えにくいなど視覚から図書資料等を認識できない方のみが対象であった。今後は、手足が不自由、耳が聴こえないなどの障害により、図書資料等を読むことが困難な方に対象が広がった上に、著作権者の許諾なく公共図書館等も録音図書の作成ができるようになり、図書館等でのサービスの範囲が広がる。著作権法の改正前は、公共図書館等でも著作権者の許諾がないと録音図書が作成できず、公共図書館等のサービスにも大きな制約があった。また、目が

不自由な場合、身体が不自由な場合も公共図書館まで出向いて音読などのサービスを受けなければいけないなど大きな不便があったが、これが貸し出しや配信が可能となり、障がい者への公共図書館等で利用できるサービスが充実する。

公共図書館等のみが障がい者の情報アクセス機会の充実を行うわけではなく、その他の施設・機関でもサービスの充実がなされていくわけであるが、公共図書館等は情報の宝庫であり、情報を広くあまねく提供する役割を持つことから、新たに適用対象となる公共図書館等には期待をしていきたい。

④アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等*1)

『・美術館等の展示作品の解説・紹介用資料をデジタル方式で作成し、タブレット端末等で閲覧可能にすること等を許諾なく行えるようにする。

【現在】小冊子（紙媒体）への掲載は許諾不要。タブレット等（デジタル媒体）での利用は許諾が必要。

【改正後】小冊子、タブレット等のいずれの場合も許諾不要。

・国及び地方公共団体等が裁定制度を利用する際、補償金の供託を不要とする。

【現在】裁定制度により著作物等を利用する場合、事前に補償金の供託が必要

【改正後】国及び地方公共団体等については、補償金の供託は不要（権利者が現れた後に補償金を支払う）

・国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送付を許諾なく行えるようにする。』*1)より引用

美術館等の展示作品の解説等を、タブレット等で許諾なく電子化されたものを情報提供できることになり、利用者がデジタル媒体で閲覧できる機会が増えて利用者にとって便利になる。これについても、従来は公衆送信権

が問題となって電子化での情報発信ができなかったが、今回の改正で著作権者の公衆送信権の権利制限がなされることとなる。

今回の著作権法改正では、このケースを含めて、「国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送付を許諾なく行えるようにする」ともなっており、これまでよりも著作権者の公衆送信権の権利制限がなされているケースが見られ、従来は不便であった点、課題とされた点を解消していると感じる。その一方で、「公共の福祉」と言える点に絞って、著作権者の公衆送信権の権利制限がなされていることから、著作権者の権利はしっかりと守っており、かなり評価できると言える。

「国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送付を許諾なく行えるようにする」についても、これまでは著作権者の公衆送信権が問題となり、FAXやメール等での送信不可能で、主に郵便で実施していた。そのため、時間がかかる、紛失があるなど問題点があった。今回の改正でFAXやメール、そして、デジタル化されたものをネットワークを通じて送信できるようになり、短時間で確実に送信ができるようになる。

3. まとめ

従来は、著作権者の公衆送信権が問題となり、デジタル化されたものをネットワークを介して情報発信、情報提供することができなかったが、今回の著作権法改正により、著作権者の公衆送信権の権利制限規定が整備されて、これができるようになった。このため、今後、デジタル化、ネットワーク化のさらなる進展が期待できると思われる。

一例を挙げると、教員が授業用の教材を権利者の許諾不要でネットワークを通して配信できるようになったことで、学生はスマートフォンやタブレットを利用して、どこにいても学習のための教材を把握することができる。そのため、予習や復習の際にも即座に活用で

き、学習のための機会、場面が増える。さらに、ネットワークを介して発信されたものはきちんと記録に残る、該当教材の検索が容易・調べやすい、そして、即時・随時に、情報を更新できるメリットがある。

今回の著作権法改正では、著作権者の公衆送信権の権利制限がなされたことに加え、著作権者の権利を損なわない、あるいは損なう可能性が小さいものや、障がいのある方が情報に接しやすくするといった福祉的な観点、アーカイブの利活用促進といった公共的な観点から著作権者の権利制限がなされており、デジタル化・ネットワーク化の進展に寄与すると思われる改正である。今後は、さらに、デジタル化・ネットワーク化が進み、新しいものが生み出され、育ってくると推測される。時代背景に沿った著作権法改正がなされる、よりよいものになっていくことを望みたい。

<参考文献>

1. 文化庁 HP 掲載「著作権法の一部を改正する法律の概要」
(URL:https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/)
令和2年11月1日アクセス
2. 文化庁 HP 掲載「授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について」
(URL:<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92169601.html>)
令和2年11月1日アクセス
3. 文化庁 HP 掲載「授業目的公衆送信補償金制度の概要 令和2年12月」
(URL:https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92728101_03.pdf)
令和2年11月1日アクセス
4. 「2018年著作権法改正の概要とは？4つのポイントを弁護士が解説！」
(URL:<https://topcourt-law.com/intellectual-property/2018-copyrightlaw-revision>)
令和2年11月1日アクセス

5. 図書館情報大学講演録 知の銀河系二変容する知と情報の世界
図書館と著作権制度 玉井克哉 P.115-155
6. 「ネット授業の補償金を決定ー著作物利用で文化庁ー」
(「令和2年12月19日(土)静岡新聞朝刊3頁」掲載)